

中野市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第2項及び第3項規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、約款運用において必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 次の各号に掲げるいずれかに該当する期間は、現場代理人について現場への常駐を要しないものとする。ただし、携帯電話等により常時監督員と連絡が取れる体制が構築されている場合に限るものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(兼任することができる工事)

第3条 次の各号に掲げるいずれにも該当し、市長が認める工事は、現場代理人を兼任できるものとする。

- (1) 中野市（以下「市」という。）が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 当初の請負金額がいずれも4,000万円未満の工事であること。なお、変更契約後の請負金額が、4,000万円以上となった場合は、兼任を認めない。
- (3) 工事の現場がいずれも市内であること。
- (4) 一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2件までとする。ただし、長野県の取扱いに変更があった場合で、長野県が定める期間に入札の公告又は指名・見積の通知を行う工事を含むときは、長野県と同様の工事数までであること。
- (5) 次に掲げるいずれにも該当しない工事であること。

ア 仕様書等において、兼任できない旨が示された工事

イ 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事

ウ 労働安全衛生規則第90条に該当する工事

エ アからウまでに掲げるもののほか、難易度、施工内容又は労働災害・公衆災害の恐れがあること等から兼任を認めることが適当でないと市が判断した工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当し、市長が認める工事は、

現場代理人を兼任できるものとする。

- (1) 第2条に規定する常駐を要しない期間における工事（市が発注した工事に限る。）
- (2) 同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理する場合において、主任技術者が現場代理人を兼ねる工事
(兼任することができる条件)

第4条 市長は、第3条第1項に規定する工事において、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 現場代理人は、各々の工事の現場において作業等が行われている場合は、必ずいずれかの現場に駐在すること。
- (2) 連絡体制として、兼任する市が発注した工事の各々の現場ごとに連絡員を配置すること。
- (3) 現場代理人は、市が発注した工事の現場を離れる際には、安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行い、常時監督員及び連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 兼任する工事の現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合、又は契約変更によりいずれかの工事の請負金額が4,000万円以上となった場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (5) 兼任する場合においても、市が発注した工事の次に掲げるいずれかに該当する期間については、現場代理人は当該工事の現場に常駐すること。

ア 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載された機械等を使用する期間

イ 監督員が特に必要と認める期間

(兼任の手続き)

第5条 受注者は、第3条第1項に規定する工事において現場代理人を兼任しようとする場合は、現場代理人兼任届（様式第1号）及び連絡員配置届（様式第2号）を、市に提出するものとする。ただし、国又は長野県等が発注した工事と兼任しようとする場合は、事前に当該発注者の承認を得るものとする。

- 2 受注者は、第3条第2項第1号に規定する常駐を要しない期間の工事において現場代理人を兼任しようとする場合は、常駐を要しない期間であることを確認できる書類を添付して、現場代理人兼任届（様式第1号）を、市に提出するものとする。
- 3 受注者は、第3条第2項第2号に規定する主任技術者が現場代理人を兼ねる工事において現場代理人を兼任しようとする場合は、主任技術者の兼務に係る書類を添付して、現場代理人兼任届（様式第1号）を、市に提出するものとする。
- 4 市発注工事間の場合で、いずれも当初の請負金額が500万円未満のときは、兼任届の提出を省略することができる。

(兼任の変更及び解除)

第6条 受注者は、現場代理人を兼任することができる条件を満たさなくなった場合は、現場代理人兼任解除届（任意様式）を市に提出するとともに、いずれか一方の工事における常駐の現場代理人を新たに配置し、現場代理人等変更通知書を市に提出するものとする。

2 受注者は、一方の工事が竣工する等により現場代理人を兼任する必要がなくなった場合は、他の一方の現場代理人として、現場代理人兼任解除届を市に提出するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日現在契約中の工事及び同日以降に締結する契約について適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行し、同日現在契約中の工事及び同日以降に締結する契約について適用する。